

# みなかみ町都市計画マスタープラン

## 概 要 版

令和2年8月

みなかみ町 地域整備課

## 目 次

<b>1. みなかみ町都市計画マスタープランとは</b> .....	<b>1</b>
(1) 都市計画マスタープランの位置づけ .....	1
(2) 都市計画マスタープランの目標年次 .....	1
(3) 計画の対象区域 .....	1
<b>2. 都市づくりの目標</b> .....	<b>2</b>
(1) 都市の将来像と基本目標 .....	2
(2) 将来都市構造 .....	3
<b>3. 全体構想</b> .....	<b>4</b>
(1) 土地利用に関する方針 .....	4
(2) 都市施設等に関する方針 .....	6
(3) 都市環境に関する方針 .....	6
(4) 景観形成に関する方針 .....	6
(5) 防災対策に関する方針 .....	6
<b>4. 地区別構想</b> .....	<b>7</b>
(1) 月夜野地区の都市づくり方針 .....	7
(2) 水上地区の都市づくり方針 .....	8
(3) 新治地区の都市づくり方針 .....	9
<b>5. 実現化方策</b> .....	<b>10</b>

# 1. みなかみ町都市計画マスタープランとは

## (1) 都市計画マスタープランの位置づけ

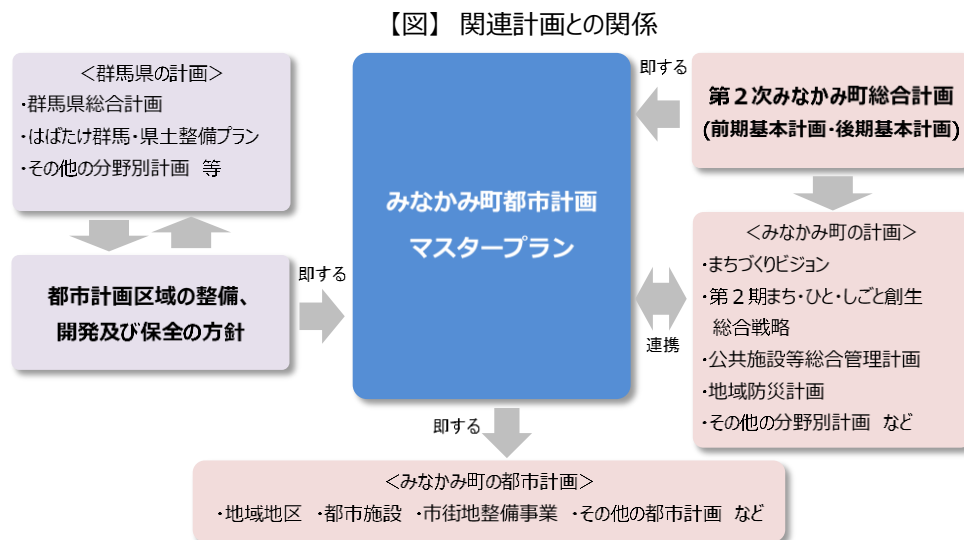
### 1) 法的位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられた法定計画で、正式には「市町村の都市計画に関する基本的な方針」といいます。

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、都市づくりの将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

### 2) 関連計画との関係

都市計画マスタープランは、みなかみ町の最上位計画である「総合計画」や群馬県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則し、各種都市計画分野の個別計画を総括し、調整する計画として定めます。また、目指すべきまちの将来像を実現するために、都市計画の分野だけでなく、他分野との連携や整合性を図ります。



## (2) 都市計画マスタープランの目標年次

都市計画マスタープランの基準年次を 2017（平成 29）年とし、都市づくりにあたっては、中・長期的な視点に立って進める必要があることから、本計画では 20 年後のまちの姿を展望するものとして、計画の中間年次を『2027（令和 9）年』、目標年次を『2037（令和 19）年』とします。

## (3) 計画の対象区域

都市計画マスタープランは、原則として都市計画区域を対象に策定するものですが、本町においては、農業集落や山林などの自然環境を含めた一体的な都市づくりが必要である観点から、本計画では、行政区域全体を対象として計画を定めることとします。

## 2. 都市づくりの目標

### (1) 都市の将来像と基本目標

#### 1) 都市の将来像

暮らす喜び、訪れる楽しさを感じるまち みなかみ

～みなかみの自然と歴史・文化に心癒やされる都市づくり～

#### ● 「暮らす喜び」

- ・町の特徴と調和した、町ならではの快適な生活環境を構築し、町民が永く安心して暮らせる環境を提供すること、また、町での生活に魅力を感じて移住してくる住民を増やすことで、「暮らす喜び」を感じる都市づくりを目指します。

#### ● 「訪れる楽しさ」

- ・町の特徴である恵まれた自然、歴史・文化、温泉などの観光資源の魅力が最大限に発揮される環境を提供することで、多様な交流が生み出される「訪れる楽しさ」を感じる都市づくりを目指します。

#### 2) 都市づくりの基本目標

基本目標 1 市街地・集落地のまとまりを守り、良好な居住環境をつくる

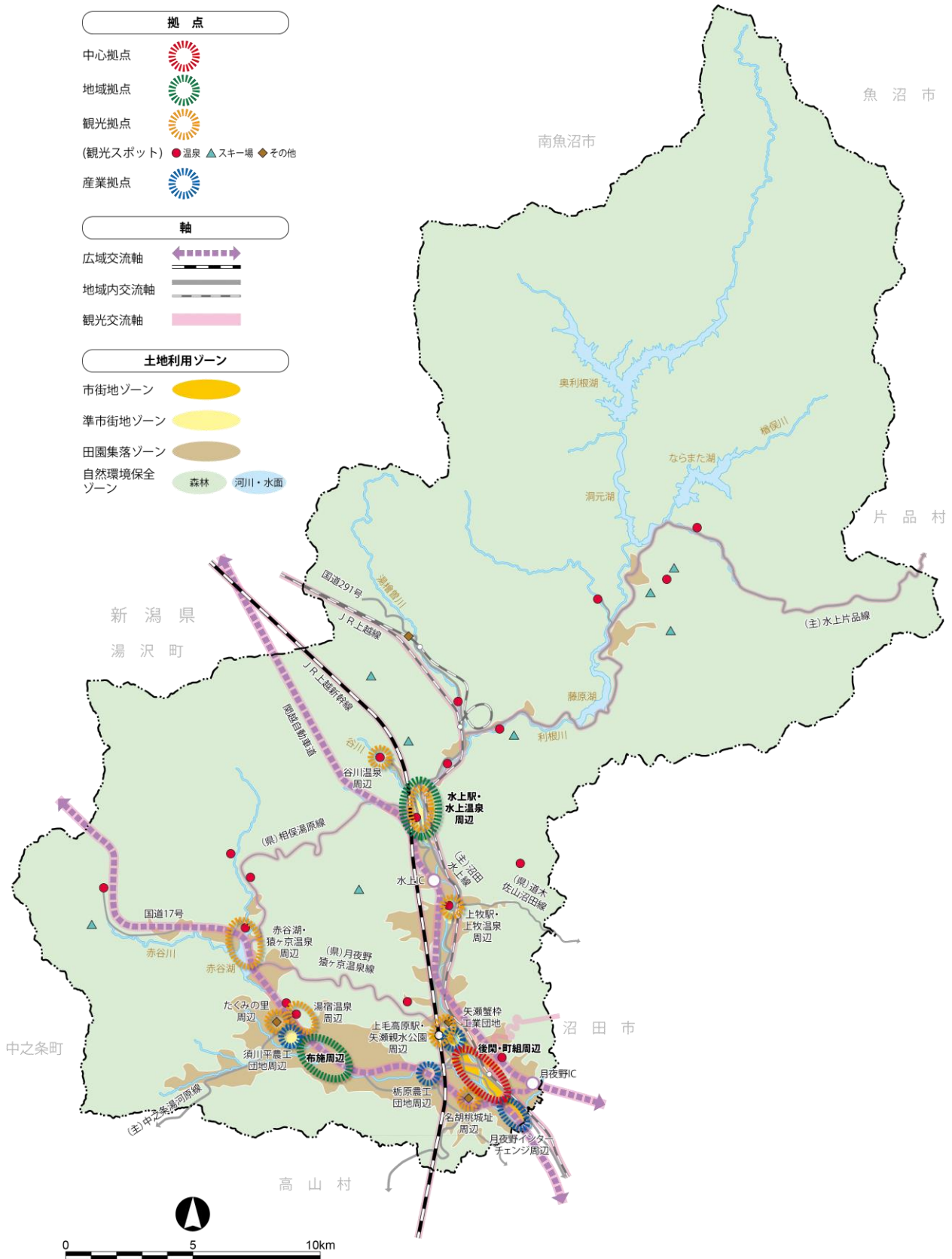
基本目標 2 観光・アクセス機能の強化と、観光地として魅力ある都市をつくる

基本目標 3 谷川連峰や利根川源流域が形づくる雄大な自然環境と自然景観を守る

基本目標 4 地域の産業を振興し、定住・移住にも繋がる多様な働く場のある都市をつくる

## (2) 将来都市構造

【図】 将来都市構造



## 3. 全体構想

### (1) 土地利用に関する方針

#### ①市街地・集落地のまとまりを守り、良好な居住環境をつくる（市街地・集落地）

- 本町における周囲の豊かな自然環境と調和した低層・低密度のゆとりある居住環境が、将来にわたり守られること、また、今後の人口減少や高齢化を背景に、まとまりを持った市街地や集落地の形成を促していくことを方針に、市街地・集落地における土地利用の形成、誘導を進めます。

#### ②観光・アクセス機能の強化と、観光地として魅力ある都市をつくる（観光地）

- 町内各所に点在する数多くの観光拠点や観光地では、観光機能を最大限に発揮させつつ、自然や歴史・文化と調和した環境形成を促していくことを方針に、観光拠点・観光地における土地利用の形成、誘導を進めます。

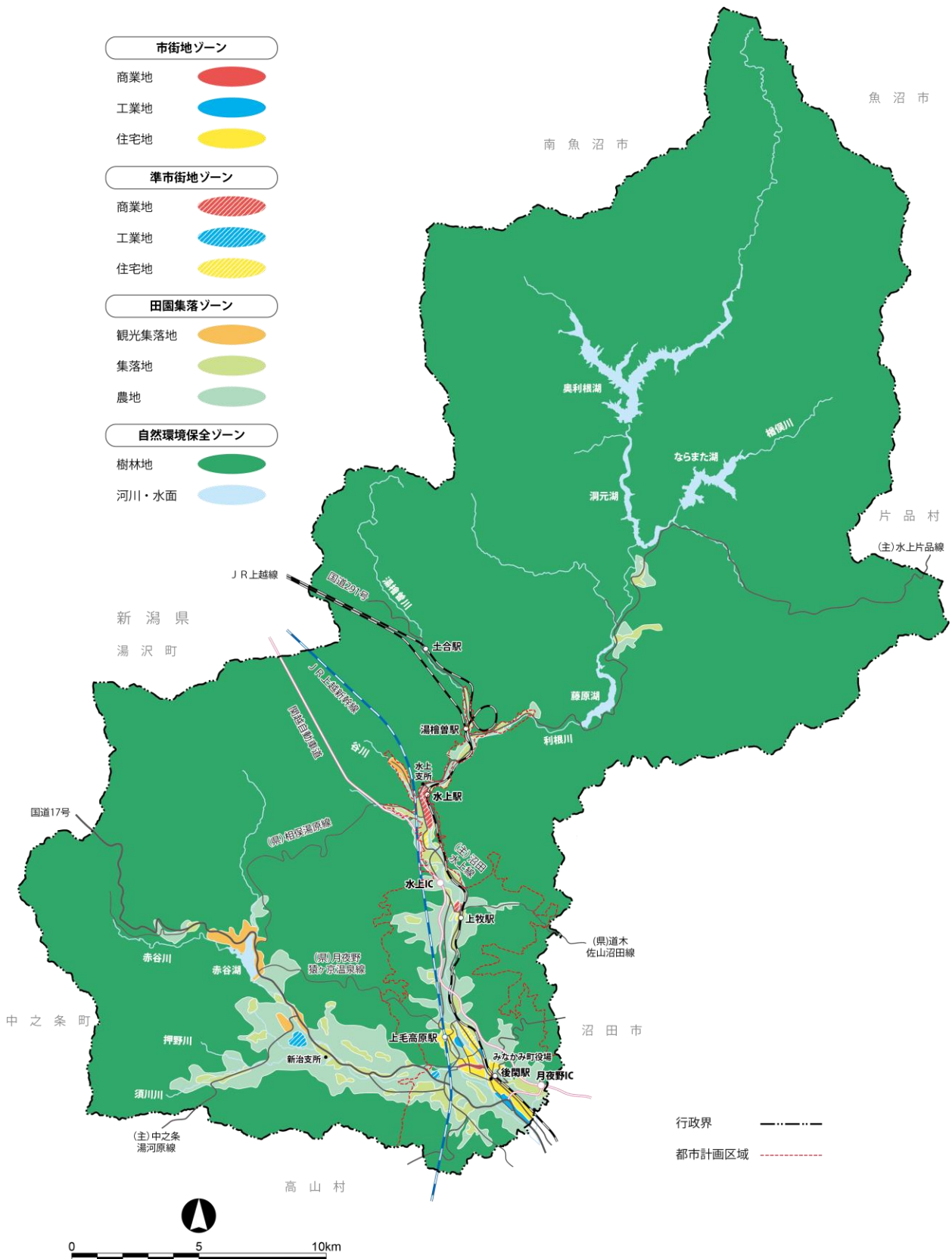
#### ③谷川連峰や利根川源流域が形づくる、雄大な自然環境と自然景観を守る（自然地）

- 本町が有する貴重な自然環境・自然景観を次代に継承していくことを方針に、自然地における土地利用の保全・誘導を進めます。

#### ④地域の産業を振興し、定住・移住にも繋がる多様な働く場のある都市をつくる（産業地）

- 本町を支える産業機能が、町内の適切な場所に適切な規模で、周辺環境と調和しつつ活動できる環境を整えていくことを方針に、産業地における土地利用の確保・誘導を進めます。

【図】 土地利用方針図



## (2) 都市施設等に関する方針

- 将来にわたり持続可能な都市としていくため、既存の都市施設等を適切に維持管理するとともに、計画的に更新していきます。また、新たな都市施設等の整備については、社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、「選択と集中」の考えをもって、計画的に進めていきます。
- 都市の安全性の向上や自然環境への負荷に配慮するとともに、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考えによる施設整備により、誰もが安心して快適に利用できる施設環境づくりを進めます。

## (3) 都市環境に関する方針

- 将来にわたり持続可能な都市としていくため、町の維持・発展と自然との共存に向けて、自然環境の保全・活用を図るとともに、環境負荷の低減と循環型社会の構築に向けた取り組みを進めていきます。
- 年齢、障がいの有無などに関わらず、あらゆる人々が快適に過ごせる都市の形成に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にもとづいた都市環境の整備を進めていきます。

## (4) 景観形成に関する方針

- 景観形成にあたっては、『いにしえから受け継がれる雄大な自然と風情を活かし 人々に癒やしと安らぎをもたらす景観づくり』を景観づくりのテーマに、これを進めるための基本的な考え方として、『みなかみの魅力を守り・活かした景観づくり』『持続可能なまちの活力が表れた景観づくり』を景観づくりの理念とする、「みなかみ町景観計画」及び「みなかみ町景観条例」に即して、取り組みを進めていくこととします。

## (5) 防災対策に関する方針

- 災害に強く、安全で安心して暮らし続けることのできる居住環境の形成は、本町が目指す都市の将来像を実現する上で必要不可欠であることから、災害の発生予防、災害規模の最小化、早期の復旧・復興の観点から、各種災害への対策に取り組みます。



# 4. 地区別構想

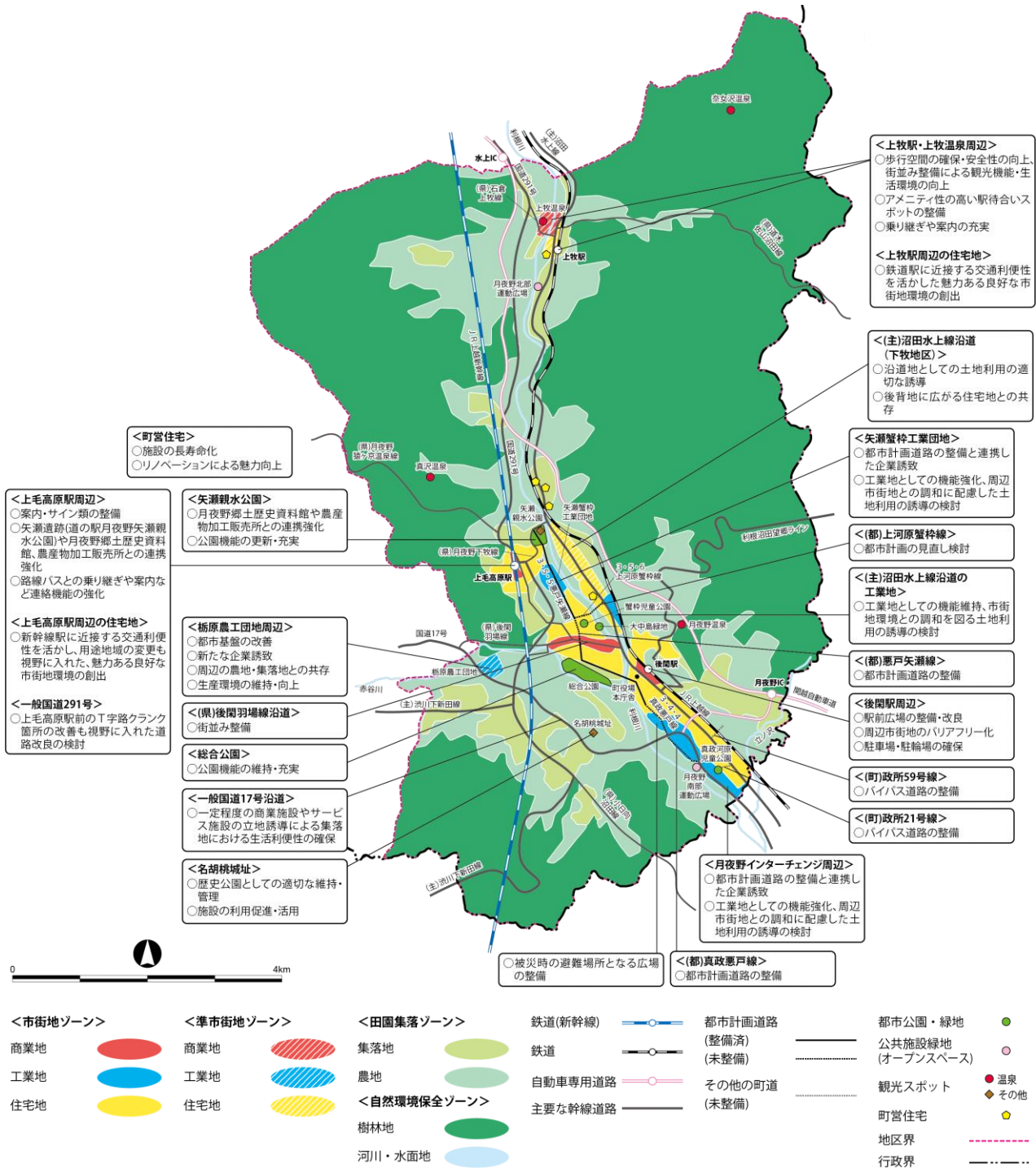
## (1) 月夜野地区の都市づくり方針

### <地区の将来像>

利根川の豊かな自然と田園、歴史と産業が調和した  
活力とにぎわい・交流のまち



【図】都市づくり方針図（月夜野地区）



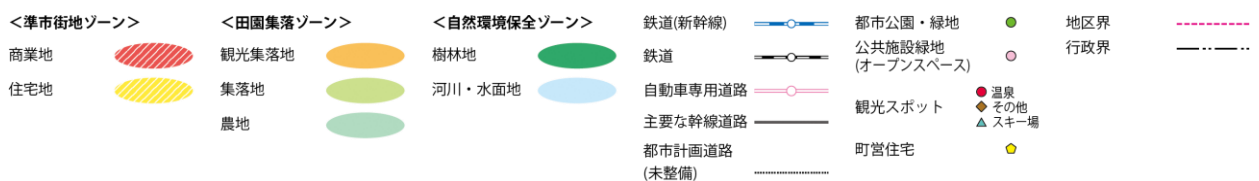
## (2) 水上地区の都市づくり方針

### <地区の将来像>

奥利根の美しい水と雄大な山々に抱かれた  
出会いと活気に満ちたみどりのまち



【図】 都市づくり方針図（水上地区）



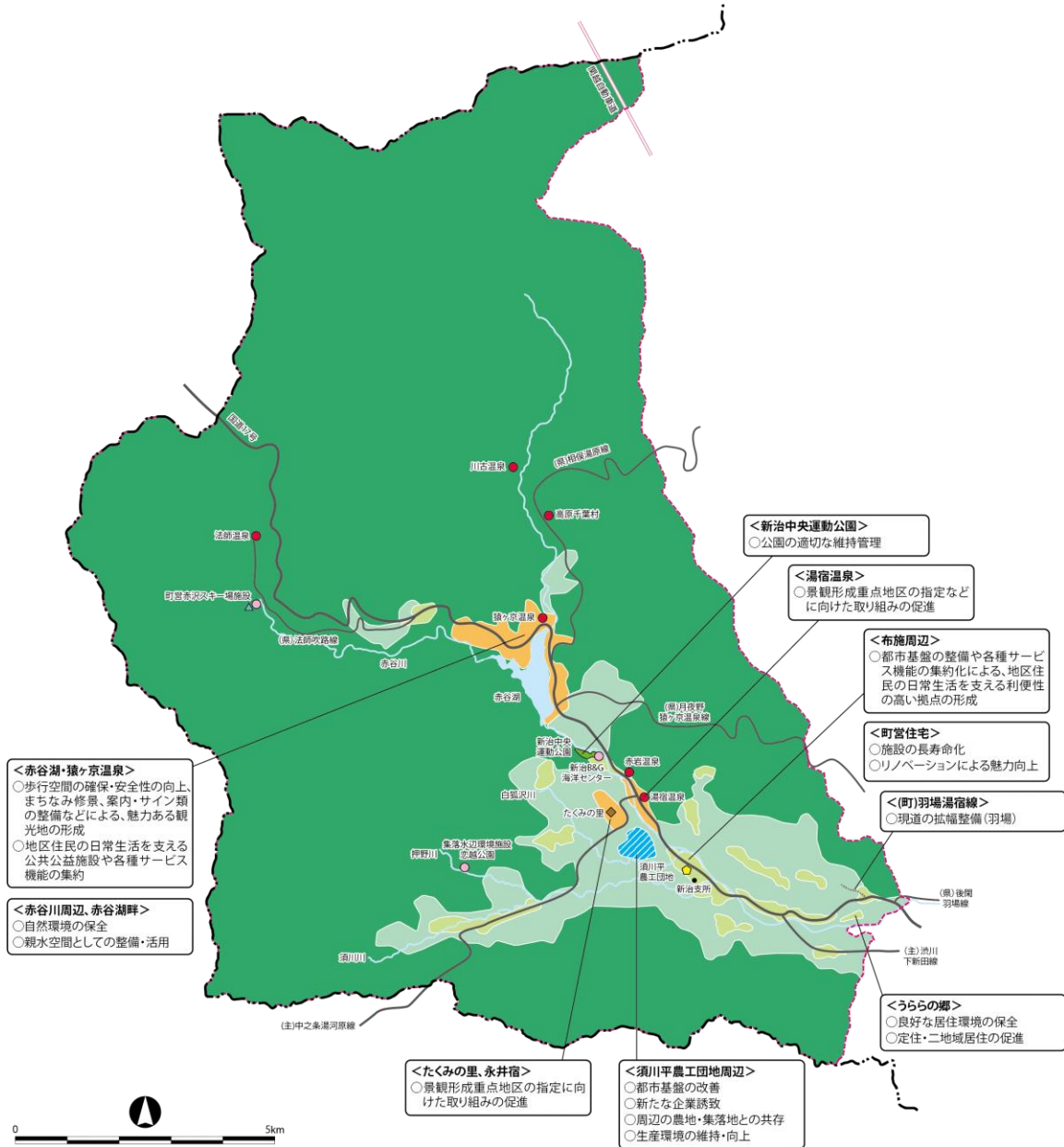
### (3) 新治地区の都市づくり方針

#### <地区の将来像>

恵み豊かな自然と歴史・文化の香りを今に伝える  
田園とみどりとふれあいのまち



【図】 都市づくり方針図（新治地区）



<b>&lt;準市街地ゾーン&gt;</b> 工業地	<b>&lt;田園集落ゾーン&gt;</b> 観光集落地 集落地 農地	<b>&lt;自然環境保全ゾーン&gt;</b> 樹林地 河川・水面地	鉄道(新幹線) 鉄道 自動車専用道路 主要な幹線道路 その他の町道 (未整備)	都市公園・緑地 公共施設緑地 (オープンスペース) 観光スポット 町営住宅	地区界 行政界 温泉 その他 スキー場
-------------------------------	--	---	--	---	---------------------------------

## 5. 実現化方策

### (1) 連携と協働による都市づくり

本計画で掲げた都市の将来像の実現に向けて、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携と協働による都市づくりを推進していくこととします。

#### ■町民の役割

○町や地区の都市づくりに対する理解を深めるとともに、町民自らが都市づくりの取組へ積極的に参画することが求められます。

#### ■事業者の役割

○町や地区の都市づくりに対する理解を深めるとともに、町民や行政が進める都市づくりに積極的に協力、または参加することが求められます。

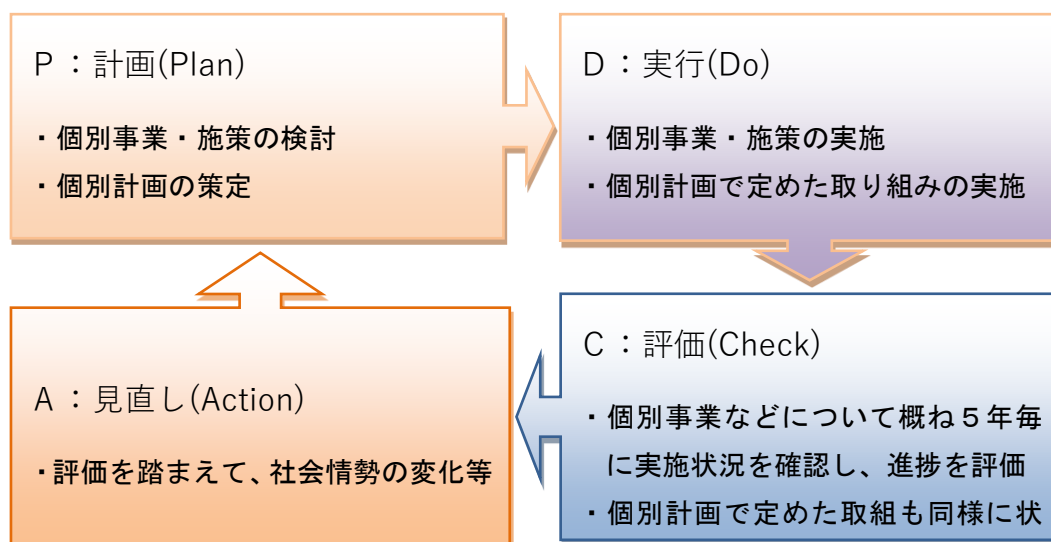
#### ■町の役割

○本計画に掲げる事業を着実に推進するとともに、町民や事業者が都市づくりへ参画しやすい環境を整えます。具体的には、都市づくりに関する情報の提供、町の取組に対する協力体制の構築、町民による都市づくり活動の支援などが挙げられます。

### (2) 計画の進行管理

本計画を下の「P (plan: 計画)・D (do: 実行)・C (check: 評価)・A (action: 見直し)」サイクルに基づき、継続的に進行管理を実施することとします。

【図】PDCAサイクルのイメージ



#### ◎本冊子に関するお問い合わせ先

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑 318 番地

みなかみ町役場 地域整備課 都市計画係

Tel. 0278-25-5021 (直通) Fax. 0278-62-0071